

報告第7号及び報告第8号 関連資料

山手環状線大窪工区（東・西工区）道路新設工事の契約変更について

1 提案理由

山手環状線大窪工区（東・西工区）の2件の道路新設工事の請負変更契約を締結することについて、議会の議決を得た契約内容の一部を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項第4項第1号の規定により専決処分したので、同法同条第2項の規定により報告します。

2 変更理由

(1)山手環状線大窪工区（東工区）

既設側溝を撤去し、側溝を新設する区間がありましたが、施工前の調査で隣接家屋への影響が懸念されたため、既設側溝の劣化状況や接続高さを再検討した結果、流用可能と判断できたことから、当該区間の施工を取り止め減額変更しました。

(2)山手環状線大窪工区（西工区）

山手環状線を南北に横断する既設水路を暗渠化する工事において、常時水が流れている状態であると施工が困難なため、当初は仮排水管を設置することとしましたが、水利組合との現地確認により上流域で水を分岐する堰を操作していただき流下方向を変更することができたため、仮排水管の施工を取り止め減額変更しました。

3 変更内容

工区	当初請負金額	変更請負金額	変更額	変更率
東工区	207,474,300 円	205,411,800 円	-2,062,500 円	-1.0%
西工区	199,861,200 円	197,694,200 円	-2,167,000 円	-1.0%

